平成２７年（フ）第４２１号
岡山市北区東中央町４番３号東中央町ハイツ501号、旧住所岡山市東区宍甘977番地
債務者　岸本　啓伸
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９５０号
東京都西東京市緑町３丁目８番５―403号
債務者　奥田　芳弘
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７０号
栃木県小山市駅東通り２丁目38番28号　サンデュエル小山駅東通り303号
債務者　佐藤　洋行
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第８８号
栃木県下野市文教１丁目16番地21　Ｋ―Ⅲ102、前住所宇都宮市針ケ谷町656番地３　針ケ谷サンハイツⅡ201
債務者　小峰　恒司
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第９３３号
東京都府中市矢崎町５丁目３番地の１杉澤運輸内203
債務者　木村　　満
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１２７号
山梨県甲府市国母７丁目11番４号
破産者　株式会社甲陽
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８７号
三重県鈴鹿市末広北１丁目10番31号　シルクスクエア303
破産者　吉井　　崇
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３９７号
金沢市保古町ニ129番地、従前の本店所在地金沢市北安江４丁目17番14号
破産者　株式会社Ａｒｃｗｉｌｌ．
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第８９５号
福岡市南区寺塚１丁目26番18―206号
破産者　三牧　克哉
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４０６号
沖縄県那覇市壺屋１丁目４番４号　島袋アパート202
破産者　関　　幸子
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４０７号
沖縄県那覇市古島１丁目６番地５　仲村アパート202
破産者　関　　樹也
1　決定年月日　平成27年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第４８号
栃木県宇都宮市江曽島３丁目2570番地１オープンベルズ302、開始決定時の住所埼玉県越谷市蒲生西町２丁目２番17―１号
破産者　西澤　　聡
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７号
山梨県笛吹市石和町四日市場2230番地
破産者　山下　武司
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４９号
兵庫県姫路市大津区天満998番地３、開始決定時の住所兵庫県姫路市西新町109番地７
破産者　常盤蜜こと　黒田　康夫
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３７５号
福岡市西区石丸１丁目29番６―103号、申立時の住所福岡市西区愛宕浜２丁目２番２―904号
破産者　浦川　康弘
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８７４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田910番地245
破産者　石村　徳彦
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部